

# 前橋市立元総社中学校「いじめ防止基本方針」

## I 基本理念

### 1 いじめに対する基本認識

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒などが在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者になりうることを踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全職員で取り組む。

### 2 未然防止に向けて

人権尊重の教育活動を展開し、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

### 3 早期発見に向けて

生徒の小さな変化や、気になる行為を見取り、情報を共有する。

### 4 早期解消に向けて

いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。

## II 学校いじめ対策組織について(いじめ対策委員会)

### 1 組織の設置

(1)構成員は校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談担当・学年生徒指導担当・養護教諭 SC・SSW・前橋警察署生活安全課とする。

(2)開催日は、毎週月曜日の4校時に開催している「生徒指導部会」を兼ねる。

### 2 組織の主な役割

#### (1)未然防止

① いじめ防止対策の立案・実施・点検

#### (2)いじめの把握

① 生活アンケートの実施

② 相談窓口

③ 指導記録の集積・情報収集

#### (3)いじめの対応

① 個別ケースの対応・検討

② 指導や支援

③ 保護者との連携

④ 関係機関との連携

## III 学校の取組について

### 1 未然防止に向けての取組

#### (1)いじめについての共通理解を図ること

・いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知するなど、日頃から教職員全体の共通理解を図る。

・全校集会や学級活動等で校長や教職員が日常的にいじめ問題について取り上げることで、「いじめは人として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体で醸成する。

#### (2)いじめに向かわない態度・能力を育成すること

・道徳教育や人権教育を充実するとともに、体験活動などを推進し、社会性を育む。

・社会体験・生活体験などを通して他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。

・教育活動全体を通して、自他を認め、互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育む。

#### (3)いじめを生まないために指導上留意すること

・授業について行けない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり、たわめたり授業づくりを心がける。

・生徒の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりに取り組む。

・教職員の不適切な言動によって、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように細心の注意を払って指導する。

・教職員として「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。

・発達障害等について適切に理解した上で、指導にあたる。

#### (4)自己有用感や自己肯定感を高めること

・教育活動全体を通して、生徒一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じることが出来る機会を設けられるよう努める。

・校外での体験活動を通して、家庭や地域の大人から認められているという思いが得られるようにする。

・困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高めることができるようにする。

- (5)生徒自らがいじめ防止・撲滅について考える取り組み
- ・生徒会を中心に、生徒自身がいじめの防止を訴える取り組みを行う。
- ・生徒が活動の意義を理解し、主体的に参加できているか、教職員がチェックしながら適宜アドバイスをしていく。

## 2 早期発見に向けての取組

### (1)アンケート

- ・毎月生活アンケートを行い、実態を把握する。

### (2)教育相談体制

- ・教職員と生徒の日常のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・家庭訪問等を通して、教職員と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気をつくる。
- ・生徒が誰にでも相談できるような体制づくりを行う。
- ・気になる生徒の情報を全職員で共通認識しておく。
- ・いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。

### (3)その他

- ・いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくい形で行われるため、休み時間や放課後等、様々な場面で生徒を見守り、動きを把握する職員体制をつくる。
- ・生活ノート等から生徒の悩みを把握する。

## IV いじめ重大事態について

### 1 重大事態とは

- (1)いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2)いじめにより在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

### 2 重大事態の発生と調査

- (1)重大事態が発生した場合には、直ちに、市教育委員会に報告する
- (2)重大事態が発生した場合には、学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられる
- (3)学校が主体となって調査を行う場合は、学校に「いじめ調査委員会」を設置して、適切に取り組む
- (4)市教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力する

### 3 調査結果の提供および報告

- (1)「いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う
- (2)これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする
- (3)いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を市教育委員会に提出する。

## V 学校いじめ防止基本方針について

### 1 学校いじめ防止基本方針の周知や点検について

- (1)いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する
- ・いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。
- (2)「学校いじめ対策組織」にて、1年間の取り組みの総括や評価を行うとともに、「学校いじめ防止基本方針」の見直しと次年度の計画立案を行う
- (3)「学校いじめ防止基本方針」は保護者に周知するとともにHPで公開する